

第 2 号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部 長寿課	
契約締結年月日	令和 7 年 4 月 1 日	
業 務 名	尾張旭市紙おむつ給付事業	
業 務 の 概 要	介護保険における要介護度が 3 以上の者及び療育手帳所持者のうち A・B 判定の者を対象として、紙おむつ（月 3 0 枚）又は尿とりパッド（月 6 0 枚）を給付する。	
契約金額（税込）	1 8, 4 9 9, 3 6 0 円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契 約 の 相 手 方	株式会社トキワ T C	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 (該当する口欄に印をつけること)	
	☒ 第 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	☐ 第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	紙おむつについては、本市が予定する品物全てを取り扱う業者がなく、業者に一括で発注できないため、通常の競争入札には適さない。このため、品目ごとの単価見積の競合により品物ごとに安価な業者を選定する。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部 長寿課 です。